

平成17年第1回竜王町議会定例会

平成17年3月10日

午前1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第1号 | 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 |
| 日程第2 | 議第2号 | 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例 |
| 日程第3 | 議第3号 | 竜王町個人情報保護条例 |
| 日程第4 | 議第4号 | 竜王町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議第5号 | 竜王町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議第6号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議第7号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議第8号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議第9号 | 竜王町文化財保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議第10号 | 竜王町文化財保護審議会設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議第11号 | 日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議第12号 | 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議第13号 | 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議第14号 | 竜王町法定外公共物管理条例 |
| 日程第15 | 議第15号 | 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議第16号 | 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第17 | 議第17号 | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議第18号 | 平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議第19号 | 平成16年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号） |

日程第20	議第20号	平成17年度竜王町一般会計予算
日程第21	議第21号	平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定） 予算
日程第22	議第22号	平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定） 予算
日程第23	議第23号	平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
日程第24	議第24号	平成17年度竜王町学校給食事業特別会計
日程第25	議第25号	平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算
日程第26	議第26号	平成17年度竜王町介護保険特別会計予算
日程第27	議第27号	平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川 町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算
日程第28	議第28号	平成17年度竜王町水道事業会計予算
日程第29	議第29号	滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
日程第30	議第30号	滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
日程第31	議第31号	滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について
日程第32	請第1号	平成17年度竜王町農業政策に関する請願
日程第33	請第2号	「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見 書の提出に関する請願
日程第34	請第3号	核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に要請 する意見具申を求める請願
日程第35	請第4号	平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求 める請願

2 会議に出席した議員（14名）

1番 中島正己	2番 山田義明
3番 中村義彦	4番 近藤重男
5番 辻川芳治	6番 寺島健一
7番 圖司重夫	8番 竹山兵司
9番 岡山富男	10番 西 隆
11番 川嶋哲也	12番 若井敏子
13番 勝見幸弘	14番 村井幸夫

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
助役	勝見久男	収入役職務代理者 事務吏員	山添登代一
教育長	岩井實成	総務主監	林吉孝
企画主監兼 企画財政課長	佐橋武司	住民福祉主監	池田純一
産業建設主監	松尾 勲	総務課長	北川治郎
税務課長	杼木博子	生活安全課長	青木 進
住民福祉課長	西村喜代美	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	三井せつ子
商工観光課長	川部治夫	建設計画課長	小西久次
上下水道課長	松村佐吉	教育次長	村地半治郎
学務課長	松浦つや子		

5 職務のため議場に出席した者

主監兼議会事務局長	三崎和男	書 記	古株治美
-----------	------	-----	------

開議 午後1時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、14人であります。

よって、定足数に達しておりますので、これより平成17年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議第1号 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

日程第2 議第2号 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例

日程第3 議第3号 竜王町個人情報保護条例

○議長（村井幸夫） 日程第1、議第1号から日程第3、議第3号までの3議案、一括議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議第1号から日程第3、議第3号までの3議案は、総務教育民生常任委員会に審査を委託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第4号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（村井幸夫） 日程第4、議第4号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川嶋議員。

○11番（川嶋哲也） 議第4号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、1点お尋ねをいたしたいと

思います。

午前中の全員協議会でも説明をいただいたわけですが、この条例改正につきましては、竜王町特別職報酬等審議会の答申を尊重して町長、助役、教育長の給与月額の改正、さらに議会議員の報酬月額の改正をするということですが、第1条および第2条の付則についての考え、理由の説明がなかったように思います。その理由についてお聞きをいたしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、川嶋議員さんの方からご質問がございました特別職の職員の給与に関するところでございます。

当初、このことにつきましては報酬審議委員の方々に諮問をさせていただきまして、答申をいただいたところでございます。

当初、委員さんの方から、パーセントでは町長が6%、助役が3%、そして教育長が3%と、こういう答申でございました。しかしながら、私も昨今の非常に財政面におきましては厳しい状況も出てきておりますし、また今日までこの報酬につきましては長年見直しができていなかったという点も勘案をいたしまして、これではまだ、もう少し自分の意に沿わないということから、付則をいたしまして、町長4%、助役4%、教育長2%と、こういった付則をお答えをさせてもらった状況でございますので、よろしくご理解賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

本案に対しては、勝見幸弘議員ほか2人からお手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。

よって、これを本案とあわせて議題として、提出者の説明を求めます。

勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘） 議第4号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例に対する修正動議の提案理由の説明を行います。

まず、修正案を読み上げます。

議第4号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等

の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第3条を次のように改める。

竜王町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正。第3条 竜王町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例（昭和42年竜王町条例第7号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

3、議長、副議長、および議員の受ける平成17年4月分から平成19年9月分までの報酬月額、別表第1の規程にかかわらず同表に掲げる額から、その100分の2に相当する額を減じた額とする。

別表第1中、議長31万円、副議長23万3,000円、議員20万7,000円を、議長30万1,000円、副議長22万6,000円、議員20万1,000円に改める。という修正案でございます。

続いて、提案理由の説明を行います。

平成17年3月31日が期限の合併特例法に頼らず、自律推進計画を策定している我が町、竜王町は、今日まで個性あふれるたくましいまちづくりに向け、町執行部と議会が一体となり議論を重ねてきました。

このたび、厳しい財政運営の中、特別職の報酬を減額する条例案が提案され、なおその上に付則で町三役の報酬を減額しようとするのは、これからの自律推進計画に基づくまちづくりにかける大いなる決意であると受けとめさせていただきました。

自律、自ら律するとは、自律、自ら立つではなく、自らが立てた規範に従い、物事を進めることであり、目標や施策を自主的に策定し、経営的感覚で行政運営をするイメージとの定義づけを自律推進計画、自律推進の振興方策にて、していただいております。

ここに住民代表である議会議員の報酬を議会自らが修正動議により、さらに減額することは竜王町議会が住民の代表として地方自治本来の目的を達成するために努力する決意のあらわれとして、広く住民の理解を求め、住民と協働、パートナーシップのまちづくりへの大きなステップとなるものと確信するものであります。

ここに、自律推進計画に基づく、個性あふれるたくましいまちづくりがしっかりと成就することを祈念して、修正動議の提案理由の説明といたします。

失礼をいたしました。訂正させていただきます。

修正案を朗読しましたときに、原案を朗読してしまいましたが、別表の金額につきましては原案どおりでございます。

付則に1項を加えるという、3の部分が発正案でございますので、よろしく御願いたします。

○議長（村井幸夫） ただいまの修正案に対して、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑は終結し、これより、本案とあわせて討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、日程第4、議第4号の採決を行います。

まず、本案に対する勝見幸弘議員ほか2人から提出された修正案について、採決を行います。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した分を除く原案についての採決を行います。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議第5号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償  
に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例  
の一部を改正する条例**

○議長（村井幸夫） 日程第5、議第5号を議題として質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第5、議第5号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第5、議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（村井幸夫） 日程第6、議第6号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議第6号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議第7号 竜王町税条例の一部を改正する条例**

○議長（村井幸夫） 日程第7、議第7号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。



日程第7、議第75号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第7、議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（村井幸夫） 日程第8、議第8号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質問をします。

今回の税条例の改正は、非常に大きな改正でありまして、昭和63年以降改正がされていないということもあるというお話もありましたけれども、平均で25%ぐらいのアップになっているのではないかと考えているところです。

そこで、1人の青年の保険税がどうなるのかというのをちょっと計算してみたんですが、あるフリーターの青年の所得が前年基準所得が105万円でありまして、それで8万7,500円の国民健康保険税を支払っていたのですけれども、この青年、翌年の所得が16万円ほど減りまして、実質は89万円が基準所得となっています。この89万円について、今回の税改正に基づく保険税を試算してみますと106万100円になります。

実質収入が16万円減ったにもかかわらず、保険料は2万円ほど上がっている、こういう結果になりました。この青年の、この所得との関係で見ますと、約32%、保険料が上がったという計算になります。

普通、フリーターの青年というのは、収入が安定しているわけではないわけで、上がったたり下がったりしているわけですが、実質収入が下がっても保険税は上がるということが出てきますと、この年代の青年にとって国民健康保険税が払いにくくなるというのは、極端にあらわれてくるのではないのかなというように思います。

ただでさえ、この年代の人たちは本当に保険税の支払いが大変で、払えない状況の人もたくさんあるというふうに聞いていますし、実質、登録をしていない、申請をしていないという人もあるというふうに聞いていますが、今回の税改正で一層その状況が深刻になるのではないのかなと、こんなことを思っています。

そこでお伺いをしたいんですけれども、いろんな所得階層について保険税のアップが、どの程度になるのかということをお局はご試算いただいていることだと思いますので、その状況についてご説明をいただきたいということと。

特に、減免の対象にならないような人、今回、応能・応益、5対5に近づけるということで7割、あるいは5割、2割という減免が、保険税の減免がされるというふうに聞いていますけれども、その減免の対象にならない階層がどのような人たちで、それは何人ぐらい、幾らぐらいになるのかという、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

私自身は、結局この階層の人たちが総額6,000万円という保険税の収入アップに協力をいただいている方なのだと、こんなふうに認識しているところですが、その層がどの辺なのかということについてお伺いをしたいと思います。

昨年、私たち議会で長野県の泰阜村に行ってみましたが、泰阜村は人口2,100人の町でした。国保の事業勘定は黒字で、国保税は長野県一安い町です。税は、1人当たり平均3万8,000円と聞いています。医療費は、1人当たり32万円だそうです。ここは、高齢化率が非常に高いところでありましてけれども、医療制度を改革する前の一律500円の診療費にしているという話も聞かせてもらいました。

保健と医療と福祉を一体的に進めて人生を全うし、たたみの上で死んでいくということをおこの町の福祉の基本にしておられるのだというお話も町長から聞かせていただいて、私は国民健康保険税の問題は、やっぱり保健・医療・福祉が一体的に進められてこそ議論される、そこが中心にならなければいけないのではないのかなということをお、思いを強くして帰ってきたところでありまして。

今、幸いにも竜王町には2つの診療所がありますし、2人の先生も、職員さんも本当にこの専門の分野で大変熱心な取り組みを続けていただいているわけですから、これからの取り組みの中で町民の保険給付をうんと減らす、そのための努力が町挙げてされなければならないのではないかと、このことを考えています。

そこで町長にお伺いをしたいんですけれども、全員協議会での説明でも昭和63年から引き上げがされていないので、今回見直しをする。非常に、医療費が高騰になって、保険給付がかさんできたので財源を確保するために保険税を引き上げるんだという説明がされていますけれども、ところがここには先ほどお話ししてあります保健・医療・福祉を一体的に進めていく中で保険税の会計が安定的に

実施されるような方策ということについては、全く触れられていないわけで、この辺についての町長のお考えをぜひともお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫） 杼木税務課長。

○税務課長（杼木博子） 若井敏子議員さんからの今回の国民健康保険税条例の改正に伴って、どのような所得の人が、どれくらい上がるのかということと、それから減額の対象になる層は、どういう人かという、まず2点についてお答えさせていただきたいと思います。

提案させていただきましたとおり、今回の税率改正は県下の状況等も勘案しまして、資産割額の税率を下げまして、所得割額、均等割額、平等割額の税率を調整し、あわせて税率の平準化を図り、減額規程の見直しをするものでございますことから、被保険者個々によりまして、それぞれケースが異なり、一概には申し上げにくいことをご了承いただきたいと思います。

そういった状況のもとではございますが、先ほど全員協議会の中でも申し上げましたように、例えば65歳以上の夫婦お二人が加入されておられて、所得が33万円以下、年金収入にしますと173万円以下でございますが、いわゆる所得の低い被保険者で所得割額がなく、均等割額と平等割額だけが課税されるケースの場合は、改正前では6割の減額でしたので、年額2万1,900円でしたが、改正後は7割の減額となりまして、年額2万4,900円となりまして、引き上げ額は3,000円、引き上げ率は1.14倍でございます。

特に医療にかかる部分だけで申し上げますと、今回の改正の中では資産割額は固定資産税の年税額の15%の減額というふうに改正させてもらっております。

それから、所得割額が前年所得の1%の増額。

それから、均等割ということで、1人当たりが1万800円。

それから、世帯割、平等割でございますが、1世帯当たりが6,500円の増額となりますもので、一般的な状況といたしましては、資産割額の課税標準額が大きい場合、資産がたくさんある場合になるんでございますが、こういった方たちは他の税率は上がりはしましたけれども、税額の増加は少なくなるものと思われま。

また、逆に資産割額の課税標準額が小さい場合、資産がない場合でございますが、こういった方たちは他の税率の改正によりまして、税額の増加が多くなるものと思われま。

ただ、あくまでも平均的な状況でございまして、加入されている人数とか、あるいは年齢とかによりまして介護分が出てくるご家庭もございまして、まだまだ多少の開きが出てくることをご了解いただきたいと思っております。

前段でも申し上げましたように、数々試算はいたしましたけれども、減免規定に該当しない場合は本当に一概には申し上げられないということをご理解いただきたいと思っております。

先ほどのご質問の中でもございましたが、平均的な引き上げ率は1.25倍でございます。

それから、減額の対象になる層は、どういう人かというご質問でございまして、今回改正後で7割、5割、2割という3つの減額を設けさせていただくわけでございますが、7割の減額をさせていただきますのは33万円以下の方。

それから、5割の減額をさせていただきますのは、33万円に24万5,000円掛けることの世帯主を除いた被保険者数以下の所得の方。

それから、2割の減額をさせていただきますのが33万円に足しますこと、35万円掛ける被保険者数の数の所得以下の方でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、若井敏子議員さんの方から保険税のことについて、きめ細かくご質問がございました。担当の方から説明をさせてもらったところでございます。

また、私に対しまして、この税の値上げについてでございますが、63年から引き上げがなかったということでございますが、そういったことにつきましては医療機関また、ならびに保健センターを中心にご協力をいただく中で保健問題には取り組んでまいってきたところでございます。

そういったことで、税がそのまま据え置きになっておったということは、ただ健康で安定した日常生活ができるということが限られておりません。そこへもってきて、医療費というものは年々かさんできておるということでございます。私も決裁を見ても、非常に高額な医療費が年々ふえてきておるというようなことで、当然これはもう保険が赤字になってくるということは当然のことであろうと思っております。こういったことで、今日までは不足の分につきましては一般会計の方から補充をされておったということでございますが、いつまでも一般会計の財源の方も、もうご承知のように大変厳しい状況になってまいりま

した。

こういったことで非常に私も福祉の後退があってはならんということは、かねがね思っておるんですけれど、こういう事態になってまいりますと大変、住民の皆さん方には本当に申し上げにくい問題でございますが、こういう時期に当たって、ひとつ皆さん方にご辛抱をいただきながら、また自分たちの健康は自分たちで守るということも前提に置きまして、皆さん方にご負担をお願いしたいということでございます。

そのことだけではなく、これからは住民皆さん方が健康で生き生き暮らせる日々を送っていただくということにつきまして、竜王町といたしましては「健康いきいき竜王21プラン」という冊子を発行いたしまして、住民の皆さん方に健康を重視していただく中で日々の生活を送っていただき、また今回のこの保険の値上げにつきましてもご理解を賜っていただきたいと、このように思っておりますので、議員皆さま方のさらなるご協力とご理解を賜りますことをお願いを申し上げるものでございます。

簡単でございますけれど、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 改めて質問をしたいんですけれども、先ほど説明しました長野県泰阜村の税を参考までにお話しますと、竜王が所得割で5.7%というところが泰阜村は4.98です。資産割24というところが、泰阜村は28.40です。均等割、1人当たりですけども2万7,600円というところが、泰阜村は1万2,000円です。平等割2万1,300円というところが、1万5,000円です。

長野県一、国保税の、ここは料だったと思いますが、安い村だというふうに聞いています。

応能・応益の負担割合、応能・応益の割合が5対5であることを国・県は進めています。そういうふうにしようというふうに言ってるわけですけども、実際そういうこともあって、しかも7割、5割、2割という減額の制度があるから、それに近づけたという説明が議会でもされているわけですけども、本来、税というのは収入の多い人が、その負担も多くするというのが原則であるはずのものです。ですから、応能・応益5対5にするということは、税が公平だということではなくて、逆にこれは不公平な税制に近づいているということに言っても、言い過ぎではないと思うんですけれども、この辺についての担当課のご所見をお伺いしたいのが1点で。

もう1点は、町長もご答弁いただきましたけれども、びっくりしたのは自分の健康は自分で守るというふうに、ここでおっしゃるのかなというふうに、私自身は、この国保会計の中で福祉や保健の事業をどう進めていくのかということと一体でなければ国民健康保険税を引き下げる問題にはならないんだということなどを強調して、どういう福祉・保健計画をこれから進めていこうとしているのかということについて質問してるわけですが、その質問の結果が自分の健康は自分で守ると言われてしまいますと、町は一体、何をするとところなのかなというふうに思います。

その中で、この「生き生き竜王長寿プラン」というお話をされました。これ、手元に持っているのは平成16年までの計画の部分ですけども、3年ごとに見直しするというのもあって、ところがこれ、今、平成12年に出されたものを、パンフレットを見ていますと、町長のおっしゃいました、これで進めていますとおっしゃいますけども、これは非常に、今さらながら見てびっくりするんですが遅れてますよね。この遅れが、私はこの国保税のこういう結果になってきたん違うのかなと、そこまで思ってるんです。そういう意味で、国民健康保険税の問題を63年から、ずっと一緒やってんさかいに、3年ごとに見直しするべきものができたらへんかったんやと、そういう問題に矮小化するのではなくて、そもそもの取り組みがどうだったのかというところに原因をきちんと求めないことには問題の解決にはならないということで、改めて町長のご所見を伺いたいと思います。

ただ、ちょっと介護保険の問題については、17年度予算の関係で新たに詳しく質問しますので、これについて、これ以上触れていただく必要はないと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（村井幸夫） 杼木税務課長。

○税務課長（杼木博子） 再度の若井敏子議員さんからのご質問にお答えさせていただきます。

応能・応益割合を平準化ということで、50対50に近づけるという県の指導に基づいてしたという説明をさせていただいたわけですが、そういったことは税の公平を欠くのではないかというご質問であったかと思いますが、応益割合を45以上にすることによりまして、先ほども申し上げておりますように、7割、5割、2割という減額規定を新たに設けましたことによりまして、低所得者につきましては平均では1.25倍の増額になりますものが1.1倍程度に抑えら

れるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（村井幸夫） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） 若井敏子議員さんの町長に対してのご質問でございますけれども、今日までの経過もございますので、ちょっと、町長にかわりまして答弁させていただきます。

先ほど、若井敏子議員さん、長寿プランと勘違いといたしますか、町長がおっしゃっていますのは「健康いきいき竜王21プラン」ということで、これは全国的に医療費が高騰する中で日本健康21プランという作成の、国からの警告のもとで県におかれましても、滋賀県における健康に対する21プランを策定せよということでございまして、これは15、16と2カ年かけまして各階層から、それぞれ議論いただき、また専門の先生方、また現役でご活躍いただいている皆さん方から議論をいただきまして、これからの、先ほどご指摘いただいております医療費が高騰する中で、いかに健康で長生き、また医療費につきましても上手に医療費を使っていたくというような形で「健康いきいき竜王21プラン」を作成いただいたところでございます。

これをもとに各地域で健康づくりについて、各地域でお願いしております健康推進委員さんを中心に健康についての輪を広げていただくということで進めをいたしております。

特に、町長が先ほど申し上げましたけれども、健康はやはり自分で考えていかなければならないという部分もございます。自分の健康は自分で守りながら、悪いときにはお医者さんにもかかり、早期治療をして、早期発見、早期治療ということで大きな、大病にならないということも医療費の節減といたしますか、上手なお医者さんにかかり方をさせていただくということではなろうかというふうに思います。

こうしたことから、医療費の高騰といたしますか、上手に医療にかかっていたきまして、大きな病気になるまでに予防活動を進めていくことも、これもひいては医療費の節減につながっていくのではなからうかというふうに思うわけでございます。

以上、簡単でございますけれどもお答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 若井敏子議員さんから再度の質問でございます。

健康は、自分で守るといのは、どういうことやという話でございますが、私

は、このプランにつきましては、今までから町の方といたしましては、やはりドラゴンハットをはじめ、またプール、採暖室、またさらにはふれあいプラザ等々につきまして、きめ細かく皆さん方の健康管理についての施設もできております。

なお、またさらには数多くの健康に対する委員会もできておまして、その方面にも取り組んでもらっておるのが事実でございます。こういったことで、やはりだれしもが健康には十分留意をしていくということが大事ではなかろうかということでございます。

また、保健・福祉の施策につきましては、さらに充実をさせていくというのは当然のことでございます。そういった面におきましては、保健センターを中心にやはり、それぞれの立場で健康・福祉の増進に取り組んでまいりたいと、この思いでございますので、よろしくお願いを申し上げまして、ご回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議第8号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第9 議第9号 竜王町文化財保護条例の一部を改正する条例**

**○議長（村井幸夫）** 日程第9、議第9号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]



○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第9、議第9号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第9、議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第10号 竜王町文化財保護審議会設置条例の一部を改正する条例

○議長（村井幸夫） 日程第10、議第10号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第10、議第10号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第10、議第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第11号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町  
および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会  
計条例の一部を改正する条例**

○議長（村井幸夫） 日程第11、議第11号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第11、議第11号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第11、議第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議第12号 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議第13号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議第14号 竜王町法定外公共物管理条例

日程第15 議第15号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（村井幸夫） 日程第12、議第12号から、日程第15、議第15号までの4議案を一括議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 議第12号 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

これは全員協議会で1年間の収益が60万円というのを聞かせていただきました。特に町民さんから、このご負担をしていただくというところに、この60万円の意向、それをどのように活用されるのか。

また、議第13号でも同じように公共施設検討委員会の中でも、いろいろと議論等をされたと思います。この中で、どういう議論をされたのかということもお聞きをしたいと思います。

続きまして、竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、1年間に37万7,100円の収益があるということもお聞きしました。勤労者の皆さん方が、いろいろこの場で会議等をして、竜王町のために一生懸命検討をされているというところをここにご負担をしていただくということについて、このところにもこのご負担をしていただいて、この金額はどのように生かされるのか、ご質問したいと思います。

○議長（村井幸夫） 三井農業振興課長。

○農業振興課長（三井せつ子） 岡山議員さんの竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、この使用料をもしご負担をいただくと、平成15年度の実績でいきますと62万8,000円ほどの収入になるわけですが、その活用についてのご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきますと思います。

この平成15年度の農村婦人の家の燃料費、また電気代等、また保守委託料を実績から勘案してみますと、約160万円、この農村婦人の家の管理費として使用させていただきます。この受益者負担という形で使用料をいただきますと、その部分、この管理費の方で一応、使用させていただくという形で運営させていただきますのでご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、ご質問のお答えといたします。

○議長（村井幸夫） 川部商工観光課長。

○商工観光課長（川部治夫） ただいま、岡山議員さんからご質問いただきました議第13号の竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の中で、今、婦人の家と同様、この使用料を設けさせていただいて、これにかかる町民の皆さん方にご負担をしていただく金額をどう生かすかというご質問でございますけど、私どもの方も平成15年度の勤労福祉会館の維持管理の必要経費が消耗品で9,030円、電気代で30万3,822円、それから火災保険料が9,690円、それから設備管理委託料ということで42万4,200円、合計74万6,742円かかっておるわけでございますけど、先ほどの婦人の家と同様、これらの受益者負担というような形で充てさせていただくという形でご理解をいただけたらと、こういうふうに思います。

以上、ご質問のお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（村井幸夫） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 岡山富男議員さんから、竜王町公共料金等審査委員会の内容につきましてご質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

公共料金審議会につきましては、2月の7日に初めての会議をさせていただきます。町長の方から窓口証明等の手数料、そして町立幼稚園保育料、そしてまた農村婦人の家の使用料、そしてまた町勤労福祉会館使用料、総合運動公園施設使用料につきまして、額につきましての諮問をさせていただきます。

審議会につきましては2回、会議をもっていただきまして、慎重に審議をいた

だいたところでございます。今回、審査会につきましてはご承知のとおり、自律推進計画の中で使用料、手数料等の見直しをしていくというようなことでございまして、その1つとして今回諮問なり、また答申をいただいたところでございます。

委員の皆さんからは、いろいろご意見もあったわけですが、町の財政状況なり、また今後の状況を考えるときに諮問をいたしました内容につきましては、やむを得ないというようなご意見を多数いただいております。ということでございまして、それに基づきまして過日答申をいただいたということでございますので、まことに簡単でございますが、内容の報告とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議第12号から、日程第15、議第15号までの4議案は、産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議第16号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第6号）

○議長（村井幸夫） 日程第16、議第16号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 議第16号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について質問をさせていただきます。

固定資産税の中でマイナス2億2,000万円の減となっております。これは、平成16年度の一般会計予算等では、当初19億321万6,000円、1億5,400万円の増というようになっておりました。そのあとに減額が出てきたということで、これに対して、いつごろこの減額等がわかったのか。

また、どういう根拠で、この減額のこれが出てきたのかというのも質問したい

と思います。

**○議長（村井幸夫）** 杼木税務課長。

**○税務課長（杼木博子）** ただいま、岡山議員さんの方から平成16年度の補正予算につきまして、固定資産税の算定、また今回の補正はどういった経過があるのかというご質問だったと思うんですが、それにお答えさせていただきます。

固定資産税につきましては、土地、家屋、それから償却資産というのがございまして、まず土地と家屋でございまして、毎年度12月の初旬には土地と家屋にかかります次年度におきます提示平均価格の算定基礎となります総評価見込み額というのを算出し、県に報告しております。

土地と家屋につきましては、この総評価見込み額と土地変動割合調べをもとに、次年度の土地家屋の予算見込み額を算出しております。その結果、平成16年度につきましては、土地については宅地造成等で増加するものと、あと負担調整率の上限によりまして、土地の下落に比例して減少するものと、ほぼ同額でございましたので横ばいの2億7,500万円を、そしてまた家屋につきましては新築家屋の増加によりまして6,200万円の予算見込みとしたところでございます。

それから、償却資産でございまして、償却資産につきましては、今申し上げましたように土地とか家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税、あるいは所得税の計算上、必要な経費に算入されるものでございます。償却資産につきましては、土地登記簿とか建物登記簿とかというように、そのもとになるものが存在しませんので、全面的にその所有者さんに申告義務が課されております。こういったことから、毎年1月1日現在におきます償却資産について、所在とか種類とかいったものを税務課の方に報告しなければならないというふうな定めがされてございます。

当町につきましても、償却資産につきましては、ご承知いただいておりますように、特に一大手企業が占めます割合が大きいために12月に入りますと次年度の予算策定に当たりまして、別途調査を実施いたしまして、見積もってはいるんですけれども、その結果が16年につきましては対前年度比が1.16というふうな資料をもとに算出いたしました結果、10億5,000万円という予算を見積もったところでございますが、ご承知いただいておりますように固定資産税の課税は毎年5月に決定しますことから、課税計算をいたしましたところ、土地につきましては想定しておりましたよりも課税標準額が減少いたしまして、今回、マイナス2,000万円の減額補正と。

それから、また償却資産につきましても116%という資料見積り額から大きく落ち込みまして、対前年比が93.4%となりまして、今回、マイナス2億円という多額の補正をさせていただくものでございます。

以上、申し上げましたようなことから、平成16年度の町税におきます歳入予算につきましては、法人町民税で3億2,000万円の増額補正を、それから固定資産税で2億2,000万円の減額補正を、それからたばこ税の方で6億円の増額補正をお願いいたしますもので、総額といたしましては7億円という大きな増額補正となりまして、今日まで例にないような大きな補正額となりましたが、こういった状況をよろしくご理解賜りまして、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますけど、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 5月に決定をされたということから、私は12月の定例会の一般質問の中でも、やはり机のところでそろばんを弾くんじゃなしに、現地を見てやりなさいよというのは、させてもらったと思います。そういうところは、やっぱり見ないのかというので言っております。やはり、この差というのは、1億5,000万円の増というだけじゃなしに、減額、固定資産税、償却資産というのは毎年落ちてくる。それを考えれば、やはりその差が2億になってしまったんじゃないかなと思うんです。そういうのは、もっともっと、これからの自主自律というのを考えれば、もっと慎重にやるべきじゃないかなと思うんです。こういうのは、本当に現実で、これから現場とか、そういうのは見合わせた上でやるというのはしないんでしょうか。

**○議長（村井幸夫）** 杼木税務課長。

**○税務課長（杼木博子）** ただいまの岡山富男議員さんからの再度のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

何度も申し上げますが、償却資産につきましては大手企業の資料に基づいて算出したものではございますが、大きく見積り違いがありました。今後の予算見積りにつきましては、先ほどのご質問の中にもございましたように課税客体調査を含めまして、さらに適正な課税に努めてまいりたいと思っております。どうか、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第16、議第16号は、総務教育民生常任委員会に審査を委託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議第17号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

○議長（村井幸夫） 日程第17、議第17号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第17、議第17号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第17、議第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 議第18号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（村井幸夫） 日程第18、議第18号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第18、議第18号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第18、議第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議第19号 平成16年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（村井幸夫） 日程第19、議第19号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第19、議第19号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第19、議第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第20 議第20号 平成17年度竜王町一般会計予算**

**日程第21 議第21号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算**

**日程第22 議第22号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
予算**

**日程第23 議第23号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算**

**日程第24 議第24号 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計**

**日程第25 議第25号 平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算**



**日程第26 議第26号 平成17年度竜王町介護保険特別会計予算**

**日程第27 議第27号 平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算**

**日程第28 議第28号 平成17年度竜王町水道事業会計予算**

○議長（村井幸夫） 日程第20、議第20号から、日程第28、議第28号までの9議案を一括議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 議第20号 平成17年度竜王町一般会計予算について3点の質問をします。

まず1点目です。

昨年11月の三位一体の改革についての政府与党合意で、平成5年、6年で国庫補助負担金を3兆円程度縮減し、同額、税源移譲するという方向が出されました。

ところが、税源移譲につきましては、全体3兆円の8割程度にとどまって、生活保護と児童扶養手当などの財源や義務教育費の国庫負担金の削減が候補とされて、ことしの秋までに議論をされるということになっていると聞いています。

本来、負担金、国がもつべき負担金というのは、憲法が保障する国民の生存権や教育権にかかわるもので、完全に国が責任を持つべきものであります。

国の財政危機を理由に責任を放棄することは認められるべきではないと考えます。国のこういう動きの中で、今、地方財政を守るという立場で町長も議長当時、全国議長会で白いハチマキでシュプレヒコールを挙げられたように、国に対して強く求めていく必要があるのではないかと考えます。

三位一体改革についての国の進め方について、町長として国にどのようなご意見を申し述べられるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

また、今年度、滋賀県は60事業、22億7,000万円もの事業の縮小を年度予算で打ち出していると、今、県議会で議論されているところであります。国の三位一体改革の影響も含めて、竜王町の財政、今回の17年度予算にどのような影響が出ているのかについてお伺いをしたいと思います。

2つ目に、マスコミ、新聞などの報道を見ていますと、「本格増税路線明確に」、「本格増税路線」「老いも若きも負担増」「増税路線色濃く」「増税路線一步踏み出す」、こんなふうな見出しが大きく踊ってしまっていて、ことし本当に増税のオン

パレードだというふうなイメージがあります。

これからの2年間で、実に7兆円もの国民負担が増加するとされている、その内容については年金の保険料の引き上げですとか、配偶者特別控除の廃止、消費税免税店の引き下げが平成5年と6年度に実施され、これで3兆円。計画では、所得税や住民税の定率減税の縮小廃止で3.3兆円に加えて介護保険の利用料、保険料の引き上げで総額4兆円となる。こんなことが言われていまして、その上に平成7年には消費税のふたけた大増税も話が進められている、こんなふう聞いています。

国の、このような国民いじめの政治の中で地方自治体は直接、国民と強く結びついていることから、さまざまな施策を限られた予算の中で配分していただいているわけです。今年度の予算についても、この点で大いにご苦労いただいた結果かと思っておりますけれども、住民の福祉の増進という地方自治体本来の使命を果たす上で特に強調したい点、平成17年度の予算の中で山口町長の独自性といいますか、町長の存在をあらしめる事業、何が何でも、これだけはやるんだという強く主張して財政担当を町長自身が動かして予算をつけたと、そういうものがあるのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

3点目です。

先ほどは大変失礼をしました、長寿プランと生き生き21プランと混同してしまって質問をしたところですが、ことしは介護保険制度の見直しが大きく議論されようとしています。

政府が出している案によりますと、サービスは制限して、施設、在宅を問わずに利用者の負担をふやして、保険料も上げられるというもので、本当に国民いじめの改革だと言わなければなりません。

食事、および居住費にかかわる保険料の見直し、ホテルコストと言われるものですけれども、介護施設で暮らすお年寄りにとって、現在は居住費の負担はないわけですが、食事も一部負担となっているわけですが、今度の改革では、それらを給付の対象から外して全額自己負担にするということが議論されているようであります。

万葉の里で、この問題について状況をお伺いしますと、職員さんは国民年金の受給者で、ほとんど年金金額をすべて利用料などに充当している人が多い中で、今度の改正で、ほぼ倍の負担をしていただかなければならない状況になったときに、こういう人たちは、とても払えない状況になる。それが施設に暮らして

らっしゃる方のかかなりの部分に該当するんじゃないかと思うと、本当にどうなるのだろうと、職員として心配しているという話がされていました。

また、改革の案の中では、予防重視を掲げて新予防給付の創設や地域支援事業の創設を盛り込んでいますけれども、新予防給付については介護度の低い人の現行サービスは切り捨てられると、こんな話が出されている中で、万葉の里で介護度の低い入居者は、もう既に、「私らここを出ていかんなんの」と職員に聞いておられるそうです。それに職員は、どう答えたらいいのかわからないので、法律がまだ決まってないからと、なだめているところだというお話をされています。

地域支援事業が創設されますけれども、現行、国の2分の1の負担が4分の1に減らされるという話もあり、本当にお金をたくさん持っている人が慈善事業の感覚でしかグループホームをつくることもできなくなる。手を挙げていただくことは、一層難しくなるのではないかなと、こんなことを感じているところです。ここでも国は財政支出を減らして責任を放棄しようとしているとしか言えないと思うところでもあります。

そこでお伺いしたいんですけれども、竜王町高齢者保健福祉計画は、平成12年からスタートし、3年ごとに見直しがされています。平成12年につくられた新生き生き竜王町長寿プランの平成16年までのいろんな数値目標は、多くの部分で現実と乖離しているように思われます。第二期の仕上げをすべき平成17年度の今提案されている、この予算の中でこの問題について、どこまでまとめていこうとする、そういう計画が予算の中で組み込まれているのかについてお伺いをしたいと思います。

以上、3点、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま、若井敏子議員さんのご質問に対しましてお答えをいたしたいと思えます。

まず初めに、平成17年度の予算についてでございます。このことについては、国において三位一体の改革によって非常に大きく影響を及ぼしているということは、もう申すまでもございません。私も、このことにつきましては昨年の12月に町村長大会が東京で行われまして、そのときに数多い申し立てをしてまいってきたところでございます。

申すまでもなく、非常に状況そのものは厳しくなってきたというものは当然

でございますし、また、ましてや町村合併が進んでくる中で、こういったこと  
によってかなりの厳しい情勢が強いられてきておる状況だと私は思っております。

こういうことで、それではどういふことを国に申したいのかと、こういう  
ことでございますが、ましてやこういう合併が進んでまいりますと、町村が減  
ってくるわけでございます。こういったことで非常に声が小さくなっていくの  
ではなかろうかというようなことの懸念をしておるところでございます。

そうかといって、我々といましては、町を守っていくという上においては  
変わりはありません。かなり積極的な行政要望をしなくてはならないという  
ことは当然のことでございます。そういったことで、まだ行き先不透明な状況  
ではございますが、この三位一体の改革を受けまして、新年度の予算についま  
して非常に皆さん方には大変ご迷惑をかける点が多々出てきております。その  
ようなことで、厳しい状況の中で予算を取り組んでまいってきたところでござ  
います。それでは住民の皆さん方に目新しい期待をしていただける事業に取  
り組めたかということでございますが、なかなかその方向性は示されておりま  
せん。

何としても一時期は歯を食いしばって、立ち直っていかなあかんということは  
当然のことでございます。そういったことで、現在といましては、何とい  
たしましても体力をつけるということが前提ではなかろうかということで模索  
をしておるところでございますが、このような大変厳しい状況下でございます。  
そうあまい話はございません。が、しかし気を緩めることなく、これに努力を  
してまいる所存でございます。

本年度の予算につきましては、大変、厳しい予算で申しわけないと思いた  
お許しをいただきたいと、このように思っております。この予  
算組みにつきましては、原課とそれぞれ十分意見を、議論を交わしながら取り  
組んでまいった経緯でございます。どの課におきましても非常に厳しい予算組  
みで、大変困っていただいている点も多々ございますが、ご辛抱していただき  
たいということでございます。

先般も32集落回らせてもらったときに大変皆さん方から多くのご要望もいた  
だいてまいりました。そういったことにおきましても、例え1つや2つでも皆さ  
ん方の要望に応えるべく努力をさせてもらった点も2、3出ておるわけござ  
います。ご要望どおりには、なかなか時間もかかると思っております。この

ような厳しい状況下でございますので、この予算組みに対してはご理解を願いたいと、このように思っております。

また、特老の件の保険料とか、ホテルコスト料についてとか、そういうような問題もお話も今、聞かせてもらったところでございますが、私も当時、理事および、また理事長としてその場をけがしておった一時期がございますが、非常に、国、県におきましても年々、助成制度が大きく削られてきたということが事実でございました。

さらに、まだ今日も同じような状況であろうと、このように思っております。

原課の皆さま方は、大変この運営については努力をさせていただいておるといように思っております。こういったことで入所者の皆さん方にも、非常に高価なご負担もいただかなければ運営ができないというような状況であろうと思っております。この面につきましては、福祉関係の方で携わってもらっております。具体的な面につきましてはお答えをさせていただきたいと、このように思います。

このようなことで、まことにご質問のお答えには、本当にほど遠いようなことでございますけれど、どうか現下の厳しい状況をご検察いただきまして、ご理解を賜りたいと、このように思います。

簡単ではございますけれど、ご回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 若井議員さんのご質問の中で、国の三位一体の改革が本町において、どのような影響があるかとお尋ねでございますが、まず改革の中身をお話を申し上げたいと思います。

三位一体の改革の1つ目といたしましては、国庫補助負担金の改革でございますが、平成17年、18年度の予算において、3兆円程度の廃止、縮減等が行われるということでございます。

平成17年度におきましては、税源移譲に結びつきます国庫補助負担金の改革や国庫補助負担金のスリム化、交付金化などで、1兆7,680億円の削減が行われます。

改革の2つ目といたしましては、税源移譲でございますが、平成16年度に措置しました額を含めまして、おおむね3兆円規模を目指すということでございます。税源移譲の方法につきましては、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税、所得率の税率をフラット化することを基本として

おります。

しかし、3兆円規模の税源移譲のうち、現在のところその8割方、約2億4,160億円程度しか確定はしておりません。残りの約600億円程度は、平成17年度中、今年度中に検討を行い、結論を得るということで、先送りをされてきました。

義務教育の国庫負担金の削減については、今年度は暫定措置として今後、中教審等で義務教育そのもののあり方について検討をしていくこととされております。

平成17年度は、昨年度の改革分を含めまして、1兆7,451億円の移譲が所得譲与税、税源移譲予定特例交付金という形でなされます。

改革の3つ目といたしまして、地方交付税の改革でございますが、平成17年、18年度は地方において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うこととして、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税等の一般財源の総額を確保することとされました。

しかし、国においては平成17年、18年度を財政構造改革の準備期間と考えており、2012年の基礎的財政収支、すなわちプライマリーバランスの黒字化を目指す中で行財政システムのスリム化など、財務省の締めつけが一段と厳しくなり、今後、歳出カットがより厳しくなるように見込まれることとなっております。

一方、地方財政の基礎となります平成17年度の地方財政計画の概要については、歳入歳出の規模は83兆7,700億円で、対前年度対比マイナス1.1%で、これも4年連続のマイナスとなっております。

歳出では、投資的経費の町単独事業費が8.2%のマイナスで、抑制基調にあります。

歳入では、景気の上向きを受け、3.1%の伸び、地方交付税については0.1%の伸びでかろうじて平成16年度ベースを維持しております。

また、臨時財政対策債については、税収の増によりまして23.1%の大幅な減少となっております。

以上が国の状況でございますが、これを受けまして竜王町では国庫負担金の改革といたしまして、平成16年度からの継続して減額的な中身でございますが、例えば生きがい活動支援通所事業補助金、これはマイナスの486万円程度。また、介護保険事務費交付金等につきましては、限度額が廃止をされた関係で約220万円の減額と、あわせまして825万5,000円がカットを受けた状況となっております。

それとあわせまして、17年度から新たに改革されるものにつきましては、生活支援ハウスの事業補助金、これが従来、4分の3の補助があったわけですが、これがゼロになりました関係等々を含めまして、313万5,000円。

その他、小学校の児童就学援助奨励事業とか、こういった教育関係もございまして、あわせまして1,104万8,000円ということで、国庫補助負担金にかかる総額では1,930万3,000円の減を見込んでおります。

かわりまして、税源移譲につきましては、所得譲与税分として約4,700万円の増を見込んでおります。

交付税改革につきましては、臨時財政対策債が先ほども述べましたような理由で減額で7,200万円ということで、あわせまして三位一体の改革による影響総額としては減額で約4,430万3,000円を見込んでおります。

なお、滋賀県の現在県会が開催中でございますが、このような縮減、削減についての内容につきましては、県下の財政担当課長会議では詳しく説明を受けておりませんが、主に福祉、教育部門が影響が出ておるといようなことが予測をされておりますので、私どもの担当課から県へ照会をしてもらっておりますので、そのまともり次第、多分、会期中においてご報告をさせていただくことができると、このように思っておりますので、ご回答とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** ただいまの若井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

平成18年度に向けましての介護保険法の見直しにつきましてのご質問と、平成12年度にスタートいたしました介護保険法に基づきます介護保険計画、高齢者保健福祉計画の3年ごとの見直しの目標管理、および17年度の予算の中での、どこまでまとめていこうということであるのかという部分についてのご質問でございます。

議員仰せのとおり、国におきましては介護保険法の改正を検討しておりまして、介護給付の費用も年々増加しております。また、被保険者も今後、団塊の世代等が高齢になりますと、被保険者の増加ということになり、利用の伸びと被保険者の増加といったことによりまして急激に伸びていく、伸びておるといった状況でございます。このことから、先ほどのご意見の中にもございましたように、ホテルコスト、介護保険費用、保険料の見直しも当然必要になってこよう

かと思っております。

今後は、平成17年度の介護保険計画、高齢者保健福祉計画の見直しに向けまして、5年を経過した現状と介護サービスの利用意向などを十分に把握しながら、現在、御達者調査ということで調査をさせていただきまして、その集計をさせてもらっておるところでございますが、17年度において介護保険の計画策定委員さんをご委嘱申し上げまして、計画書の策定を予定しております。

こういった中で、この計画策定委員会の中で16年度までの目標についての精査をさせていただきたいと思っております。

一般会計予算の中で介護保険費用の中で委託調査費用等も計上させてもらっておりまして、計画をまとめていこうという費用を見させてもらっております。

適正な介護保険の適用に心がけまして、ご本人が自立して、地域で安心して老後が送れるよう支援させていただき、介護の社会化といったことも必要でございます。先ほど言っておりました介護給付、予防給付等も、国の方もこういったことも重点的にこういったことを観点に一部改正を予定しております。特に高齢者の痴呆性高齢者が増加をいたします中で、18年度に向けての介護保険法の改正について検討されているということでございます。

今日まで、町としてサービスを提供させていただきましたサービスを低下しないように、町としても努力してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたしますと思います。

以上、若井敏子議員さんへのご回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 私は、17年度の予算をどう見るのかという話なんですけれども、もともとの長期的な町が持つてる計画があると。それは、5年単位でつくった経過がありますよね。その計画をことし、どこまで進めていくのか。そのことが、ことしの予算の中に反映されている。これは、当然のことだというふうに思うんですね。

新たに、最初に聞いたのは町長が変わって、町長が初めてつくった予算の中で町長自身の思いがどのように、この予算書の中にあらわれているのかということを知っているわけですが、それはどうも先ほどの町長の答弁では余りなさそうで、だれが町長をしても一緒やったのかなと、そんな思いがするわけで、やっぱり初めて自分がつくる予算というのは、自分の思いがここにあらわれているんだというようなものが出てきても当然だと思うんですね。それが無いの



が何でやのかなと、そこが非常に、まず1点目、不思議な点なんです。

町長のお話の中で厳しいという言葉は何回もおっしゃるんですね。もちろん、決して国の状況から言えば非常に厳しい状況があるのには変わらないわけですが、町民の皆さんにとっては、厳しいという言葉しか伝わってこない。何が、どう厳しくて、自分らは、どうなるのかというところが見えない。

議会で質問に対してお答えをいただくときは、単に厳しいという言葉だけを連発するのではなくて、その厳しい中身が何なのかと。町民の皆さんには、ご迷惑をおかけするとか、ご負担をおかけするとかおっしゃってるわけですか、その中身は一体何なのかという部分をはっきりしないことには、きょうほどの部分が有線で流れるかはわからないですが、町長のさっきのお話が流れたら、町長は厳しい厳しい厳しい、みんなに迷惑かける言うてはったわという部分だけしか残らないわけで、その17年度予算の中で、大変厳しい中やけども、こんな方向でやっていきたいんだという、その思いみたいなものが私はこういうところで表明されてもいいんじゃないのかなと、そのことをちょっと感想としてお話ししておきたいなというふうに思うんです。

介護保険の関係で質問をしました。これも先ほど言ってますように、長期の計画の中で、ことしは最終年度、3年ごとで言えば12年から始まって、12、13、14と終わって、15、16、17と、この17で最後の年度なわけですから、この年度にどういう仕上げをするのかということが今度の予算の中に、どうあらわれているんですかということを知りたいわけですから、新たに委員さんを決めて、これからのことについてご検討をいただくとか、国がこうするんやとか、ああやとかいう話じゃなくて、町はこの計画の最後の年に、どこで締めるのかと、何をするのかということを知りたいわけですから、そこらほう、当然、予算ですから出てくるわけですから、計画があるわけで、その辺の説明をしてほしいということを知りたいんです。

先ほど言ってます長寿プランを見てますと、例えば特別養護老人ホームについて言えば、平成11年度は450人やけど、平成16年には目標は715人なんですね。短期入所、平成11年度は130人やったけども、平成16年度には185人の人が短期入所できるようにしたいと。

訪問介護に言うたらステーションは6カ所やけども、15カ所にしたいという目標があるんですね。こういう計画は、平成12年につくっているわけですから、この目標のどこまで近づいていこうとしているのかという、そこが知りたい

んです。それがこの年度の予算の中で、どこまでこの計画が達成できるのかと。全部は予定どおりいかへんけれども、ここまではするんやと、そういうものを予算の説明に合わせて言うてくださいよという話をしてるんで、県がどう、国がどう、みんなに決めてもらうという、人の話ではなくて、町としてどういうことをしようとしてるのかについてお伺いしてるので、その辺について、もうちょっとわかりやすく、この話を住民さんに、そのまま持っていっても十分理解してもらえそうな内容でご説明をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井敏子議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思いません。

先ほどもご質問の中でございますが、どこが目玉かということでございます。先だって、当7日の初日の日に理由も申し上げてきたところでございます。私は、当初から若者が定着していただくまちづくりをしたいということでございますが、17年度につきましては自律推進計画のスタートの年であるということをお申しておるところでございます。

これも、その意味の中では、これから若い方々に芽を出していただくということが始まりではなかろうかというように思っております。

まず、魅力あるまちづくりのために、総合計画の実施計画の見直しや地域再生へ向けた検討を形成していきたいと、これも積極的に取り組みたいということもお話もさせてもらってきたところでもございます。

そういったことで、新しい取り組みとして今日までの先人がいろんな施設に取り組んできてもらったところでございます。そういったことで、今、取りもなおさず、これをせなあかん、あれをせなあかんという施設面には、ありがたいことには現在のところ、そう急ぐものはないと思いますが、まず私の申し上げたいのは体力づくりと申しますか、やはり自主財源を求めていくということが第一の問題ではなかろうかということで、議員の皆さん方もご承知のように、やはり竜王町は高速道路に面した非常に立地のよい場所でございます。この周辺に非常に恵まれた土地もたくさんあるわけでございますが、この地の利を生かして本町に早く優良企業の進出をしていただきたい。これを積極的に取り組んでまいりたいということで、これに調査研究費を予算も見させてもらっておるところでございます。

こういった土台にあることをまず手がけていかないかんということで、私は自主財源確保に積極的に取り組まないかんということで思っております。こういった、そう大きくない目立った取り組みではございませんけれど、これを重視していきたいと、取り組んでまいりたいのと。

また、竜王町は大変、全町が調整区域ということで若者の住宅地の整備が求められんということで、これを何とか早く位置づけして、若い方々がこの竜王町に定着していただくことによって、活力のある町が生まれてくるということで、これを何としても取り組んでまいりたいと、このことで鋭意努力をしておるところでございます。

また、道の駅の周辺にあります義経の大河ドラマで出ております元服した池を、これを中心に着地型旅行観光活性化に向けてプロジェクトをつくって、竜王町から観光発信を、道の駅から観光発信をしていきたいということも1つの竜王町の目玉として取り組んでいきたいと、こういうことにも予算に計上もさせてもらっているところでございます。

こういったことで、何といたしましても町に活力をつけたいという思いは変わりはありません。今も申されましたように、厳しいの連発ではないかという話でございますけれど、当然これは頭に重々入れながら、すべての事業に取り組んでまいらなければならないと、このように思っているところでございますので、私のこの予算に取り組んでまいりました経緯につきましては、割合と中身は薄いように思っていたりもわかりませんが、私の初めての予算組みをさせていただいた主だった中身と私は考えておりますのでご理解賜りますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** 若井敏子議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

介護保険事業計画につきましては、制度運営の基本となるものでございます。3年間を財政の運営期間といたしまして平成14年度に第2期計画を策定させていただきまして、平成17年度に第3期の見直しを行う予定でございます。

特に介護保険の特別会計予算につきましては、前回は説明申し上げましたように、歳入歳出それぞれ5億円と定めさせていただきまして、対前年度予算9,300万円の増額ということで、約22.9%の増加となっております。これは、保険給付費におきまして在宅介護サービス給付費が伸びたこと。そして、通所介護サ

ービス、リハビリテーション等の利用が大きく伸びたということによる増加となっております。こういったことによりまして、介護保険の被保険者需要はますます伸びるということでございます。

こういったことによりまして、平成17年度の予算につきましては、保険給付費、介護保険料等合わせまして、そういった財源不足を補てんさせていただきます財源といたしまして、介護保険の給付費の準備基金から基金繰入金といたしまして1,079万5,000円を取り崩し、収入財源とさせていただきますものがございます。こういった3年間の保険料給付費の動向を見ながら、3年後、17年度にこういった3年ごとに保険料の見直しを行うという制度でございます。

介護保険計画、老人保健福祉計画の目標の達成につきましては、年々、利用の増加、基盤整備等も充実してまいりました。また、個々に目標がございますので、目標が達成されているか否かにつきましては、今後の課題といたしまして、先ほど申し上げました介護保険の策定委員会で検討願いまして、新しい介護予防を重視いたしました計画に見直しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 議第20号 平成17年度一般会計予算について質問させていただきます。

今、平成17年度の予算に対しまして、緊迫した予算を組まれたと、そのように思っております。その中から公用車自動車購入資金事業というので388万1,000円と、その内容に対しましてはトラック1台、軽乗用車2台、これは家庭で言いますと大変厳しい会計ということになりますと、ことしは見合わせようじゃないかとか、そういうのを思うんです。

その中から、緊迫した状態から、これを新規で購入される。やはり、リースをするとか、そういうところ辺は考えておられなかったのか質問をしたいと思います。

また、日野川流域土地改良事業で、これは18年度がピークというのを聞いております。住民の皆さま方に一部負担をして、自律推進計画でお願いしますという話で、先ほど婦人の家、勤労福祉会館等でご負担をお願いしますというところを言われておりました。そういうところを目指して考えておられるのであれば、こういう日野川土地改良のこちらの方にも長年、昭和50年からこの事業を改革されまして、いろいろ農業の皆さま方に、その大切な土地を道路等を出し

ていただいて、そのために町単独で無料ということをしてはいましたが、今ここで見直しというのも考えていってはどうかと思っております。

その2点、回答をお願いしたいと思います。

○議長（村井幸夫） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 岡山富男議員さんから、新年度の予算の中で公用自動車の購入につきましてご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

大変、財政事情が厳しいというようなことで、もう少し何とかならんのかというようなご質問かというふうに思います。公用自動車につきましては、今現在、消防ポンプ車を除きまして43台あるわけでございますけれども、今日こういう状況の中で、できるだけ長く乗って経費のかからないようにしていこうというようなことで努めているわけでございますが、どうしても年が来ますと更新をしていかんなんというようなことでございまして、今年度、17年度3台を更新していきたいという計画を持っております。

購入に当たりましては、いろんな、岡山議員さんからもいろいろご提言もいただいているわけでございますが、いろんな方法を検討もさせていただいたわけでございますが、最終的に購入をしていくという方が経費的に安くつくというような判断に立ちまして、備品購入費の方に計上させていただいたということでございます。

新年度、軽ばかりでございますが、軽トラック、そしてまた軽乗用車2台ということで、都合3台の公用車を整備させていただきたいと、このように考えておりますので、ぜひご理解をいただきまして、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（村井幸夫） 三井農業振興課長。

○農業振興課長（三井せつ子） 岡山富男議員さんのご質問の、日野川土地改良事業の受益者負担の部分で、農家負担を今後取るべきではないかというご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

お話のように、この日野川土地改良事業につきましては、昭和40年、琵琶湖の逆水の話から、この土地改良事業等も行われてきたわけですがけれども、琵琶湖はその貯水量を270億トンという膨大な淡水を要しておりますことから、滋賀県はもとより、京阪神地域の発展・反映に大きな歴史を持つものでございます。

昭和40年代から、その水質汚濁、また自然環境の破壊が大きく問題視されたところから、また一方、淀川の利水地帯での水の需要は大変増大してまいりまし

て、琵琶湖に水を求めるほかはないということが考えられまして、環境問題と同時に琵琶湖総合開発が実施されることになったわけでございます。

昭和47年に琵琶湖総合開発特別措置法が施行されまして、琵琶湖周辺地域の総合的な整備が図られ、国家的、広域的である土地改良と合わせまして、地元の負担軽減をして、この土地改良事業が実施されることとなったわけでございます。

日野川農業水利事業地区内の各種の土地改良事業につきましては、国営事業をはじめ、対策事業については負担軽減の措置の対象とされているところでございます。そういう中で、竜王町におきましては、この日野川土地改良事業の負担金につきましては、受益者負担は償還が始まりました昭和52年から、いろいろ償還をさせていただいているわけでございますけれども、受益者負担については、いただいてなく、また各市町村といろいろ整合性を持った中で協議を進めさせていただいているところでございます。そういう中で、今後におきましても国土保全という形の中で農家負担は一部負担ともいただかない中で、多面的機能を有している面を十分考慮いたしまして、土地改良事業におきましては農家負担をいただかない中で今後もこの事業を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、岡山議員さんのご質問へのお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** ほかに質疑があろうと存じますが、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第20、議第20号については7人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また日程第21、議第21号から日程第28、議第28号までの8議案については、7人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。

よって、日程第20、議第20号については、7人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また日程第21、議第21号から日程第28、議第28号までの8議案については、7人の委員を持って構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算第1特別委員会、及び予算第2特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

それでは、指名をいたします。

予算第1特別委員会委員に、2番、山田義明議員、4番、近藤重男議員、6番、寺島健一議員、8番、竹山兵司議員、10番、西 隆議員、12番、若井敏子議員、14番、村井幸夫を指名いたします。

次に、予算第2特別委員会委員に、1番、中島正己議員、3番、中村義彦議員、5番、辻川芳治議員、7番、圖司重夫議員、9番、岡山富男議員、11番、川嶋哲也議員、13番、勝見幸弘議員を指名いたします。

以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、予算第1特別委員会及び予算第2特別委員会の委員は、ただいま指名をいたしましたとおり選任することに決定いたしました。

この際申し上げます。

午後3時15分まで、暫時休憩をいたしますので、予算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、予算第2特別委員会委員の方は、301会議室へ集合願います。

この間に正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩をいたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

○議長（村井幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算第1特別委員会及び予算第2特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際、ご報告を申し上げます。

予算第1特別委員会委員長に、竹山兵司議員、予算第1特別委員会副委員長に、西 隆議員。

予算第2特別委員会委員長に、中村義彦議員、予算第2特別委員会副委員長に、岡山富男議員が、それぞれ選任されました。

よろしく願いいたします。

なお、両特別委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議第29号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について

○議長（村井幸夫） 日程第29、議第29号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第29、議第29号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第29、議第29号は原案の

とおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第30 議第30号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について**

○議長（村井幸夫） 日程第30、議第30号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第30、議第30号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第30、議第30号は原案の

とおり可決されました。



~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議第31号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について

○議長（村井幸夫） 日程第31、議第31号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第31、議第31号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第31、議第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第32 請第1号 平成17年度竜王町農業政策に関する請願**

**日程第33 請第2号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願**

**日程第34 請第3号 核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に要請する意見具申を求める請願**

**日程第35 請第4号 平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願**

○議長（村井幸夫） 日程第32、請第1号から、日程第35、請第4号を議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付いたしました請願書の写しをもって、請願文書表にかえさせていただきますので、ご了承願います。

なお、本請願書は、会議規則第92条の規定により、日程第32、請第1号を産業建設常任委員会に、日程第33、請第2号から日程第35、請第4号までを総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時19分